

各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

補助事業等によって導入する農業機械の選定について

農林水産省においては、安全な農業機械の導入を進めるため、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところである。

今般、安全性検査における対象機種や基準等が令和 7 年 4 月に見直されることに伴い、農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していく必要があることから、国から補助金若しくは交付金の交付を受けて行う事業又は国から業務委託を受けて行う事業（以下これらを「補助金等」という。）を活用し、又は別紙に掲げる法律により認定等を受けた計画（以下「認定計画等」という。）に基づき農業機械を導入する場合の機械の選定について、下記のとおり事業実施主体及び受益者が遵守すべき事項を定めたため、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

また、令和 7 年度以降の補助金等の要綱・要領等において、農業機械の導入に当たっては下記のとおりとする旨の規定を位置付けられたい。

おって、貴局内関係部局及び貴管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。
以上、命により通知する。

記

試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用し、又は認定計画等に基づき導入する場合にあっては、安全性検査に合格したもののの中から選定するものとする。

(別紙)

- 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律